

諫早市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年2月26日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和5年度定期監査（後期：9月～12月実施分）結果報告

1 監査の対象

こども福祉部：地域福祉課、こども政策課（保育所含む）、子育て支援課、
すくすく広場、こどもの城

農林水産部：農地保全課、林務水産課、地籍調査課

建設部：河川課、ダム推進課、緑化公園課、駅周辺再開発課、用地課、
道路課、都市政策課、開発支援課、建築住宅課

※監査の対象年度：令和4年度

2 監査の期間

令和5年9月25日（月）から令和5年12月15日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。
なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【こども福祉部 地域福祉課】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

調定事務に関し、次の事例が見受けられた。

- ① 諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、諫早市地域福祉基金預金利子の調定が任意の日で行われている事例。
- ② 諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならない

ないと規定されているが、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の調定が交付決定額の9割の金額で行われている事例。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市事務決裁規程別表第2の4「契約の手続に関する事項」(5)検査の命令によると、工事以外の契約で契約金額が500万円以上の検査の命令の専決者は部長と規定されているが、諫早市生活支援ハウス運営事業業務委託の検査命令の決裁が専決者まで受けられていない事例が見受けられた。

については、契約事務について規程に基づき適正に行われたい。

【こども福祉部 こども政策課（保育所含む）】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、市有財産貸付料の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 事業委託について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市病児保育事業実施規程第8条によると、事業を受託するものは、実施施設に、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すると規定されているが、諫早市病児保育事業委託において、規定どおりに保育士の配置がなされていない事例が見受けられた。

については、事業委託について規程に基づき適正に行われたい。

【こども福祉部 子育て支援課】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令

があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、児童扶養手当給付費国庫負担金の追加交付決定に係る調定変更が任意の日で行われている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

【建設部 緑化公園課】

- 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市契約規則第35条によると、監督又は検査は、市長が職員に命じて行うものとする規定されているが、業務委託の履行期間の一部に係る検査において、検査が命じられていない状況で検査を行っている事例が見受けられた。

については、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。

【建設部 都市政策課】

- 屋外広告物に係る更新許可事務について改善を求めるもの

【指導事項】

長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間が1月以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延しており前回の指導事項と同様の事例が見受けられた。

については、屋外広告物に係る更新許可事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 行政文書複写代に係る収納事務について改善を求めるもの

【指導事項】

行政文書複写代において、手書きの納入通知書・領収書の科目の欄及び納付書の摘要欄の内容を誤って記載しており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、行政文書複写代に係る収納事務について適切に行われたい。